いちのせき
パートナーシップ宣誓制度
利用の手引き

【令和８年 11 月１日　改正】

受付窓口／問い合わせ先

一関市まちづくり推進部いきがいづくり課

〒021-8501　岩手県一関市竹山町 7-2

TEL　0191-21-8852／FAX　0191-23-4850

E-mail　ikigai@city.ichinoseki.iwate.jp

当制度の受付：平日　９時 30 分～16 時まで

一関市

１　はじめに

一関市では、「互いの違いを認め合い　支え合い　誰もが可能性を発揮できるまちづくり」を基本理念として、令和８年４月に「いちのせきジェンダー推進プラン」を策定し、性別、性的指向、性自認、家族のあり方などにかかわらず、一人ひとりが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けた取組を進めています。

パートナーシップ宣誓制度は、性的マイノリティの方々や事実婚の関係にある方々の想いに寄り添い、パートナーとしての関係が尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会を目指す制度です。

この制度は、法的な効力を生じさせるものではありませんが、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において責任を持って相互に協力し合うことを約束したお二人のパートナーシップの宣誓を、市が対外的に証し、応援するものです。

この制度を通じて、市民や事業者の皆様に、多様な生き方やパートナーシップへの理解が広がり、互いの個性や価値観を尊重しながら、一人ひとりが自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会の実現を目指していきます。

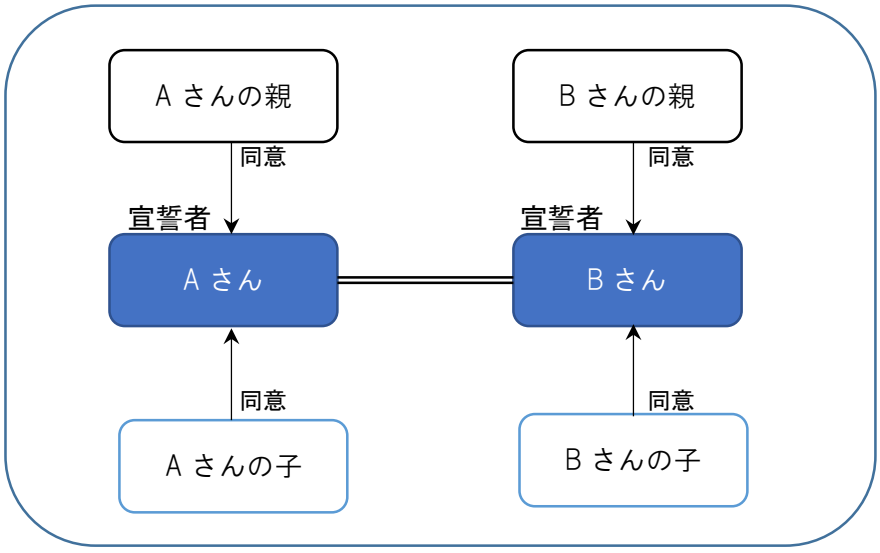
2　パートナーシップ宣誓制度

◇　パートナーシップ宣誓とは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した、パートナーシップの関係にあることを市長に誓い、宣誓書に署名することをいいます。

◇　パートナーシップ宣誓制度は、パートナーシップ宣誓をした人に対し、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードを交付する制度で、宣誓をした人が受領証等を提示することで、これまで受けられなかった行政や民間のサービスを受けられるようになるなど、社会的配慮を受けやすくして、日常生活で感じている悩みや生きづらさの軽減を図ろうとするものです。

◇　また、宣誓者の子（養子を含む。）または親（養親を含む。）の同意がある場合は、その子または親を含めて宣誓し、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードに記載することができます。（宣誓日当日に満 15 歳未満の子は同意がなくても宣誓に含めることが可能です。）

パートナーシップ宣誓に含めることができる関係



3　宣誓を行うことができる方

◇　互いを人生のパートナーとし、日常生活において責任を持って相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束したお二人で、次の全てに該当する方が対象となります。

①　宣誓日当日において民法第４条に規定する成年（満 18 歳）に達していること。

②　双方または一方が、一関市内に住所を有していること、または市内に転入予定であること。

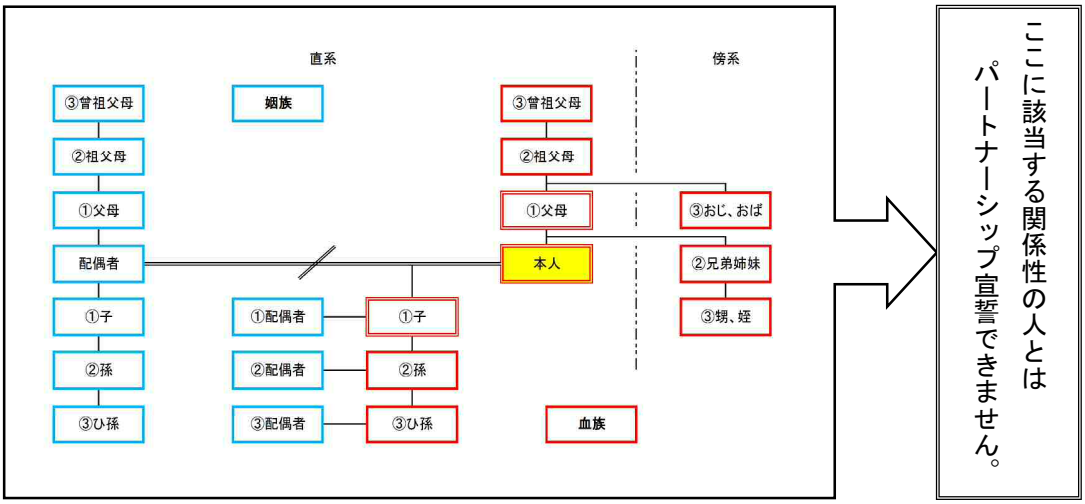
③　配偶者がいないこと。

④　宣誓をしようとする相手以外の人とパートナーシップに類する関係（異性間の事実婚を含む。）にないこと。

⑤　民法第 734 条から第 736 条の規定より婚姻を禁止されている関係（近親者、直系姻族、養親子等）にないこと。

⑥　過去に、当市においてパートナーシップ宣誓を無効とされたことがないこと。

民法で婚姻を禁止されている関係



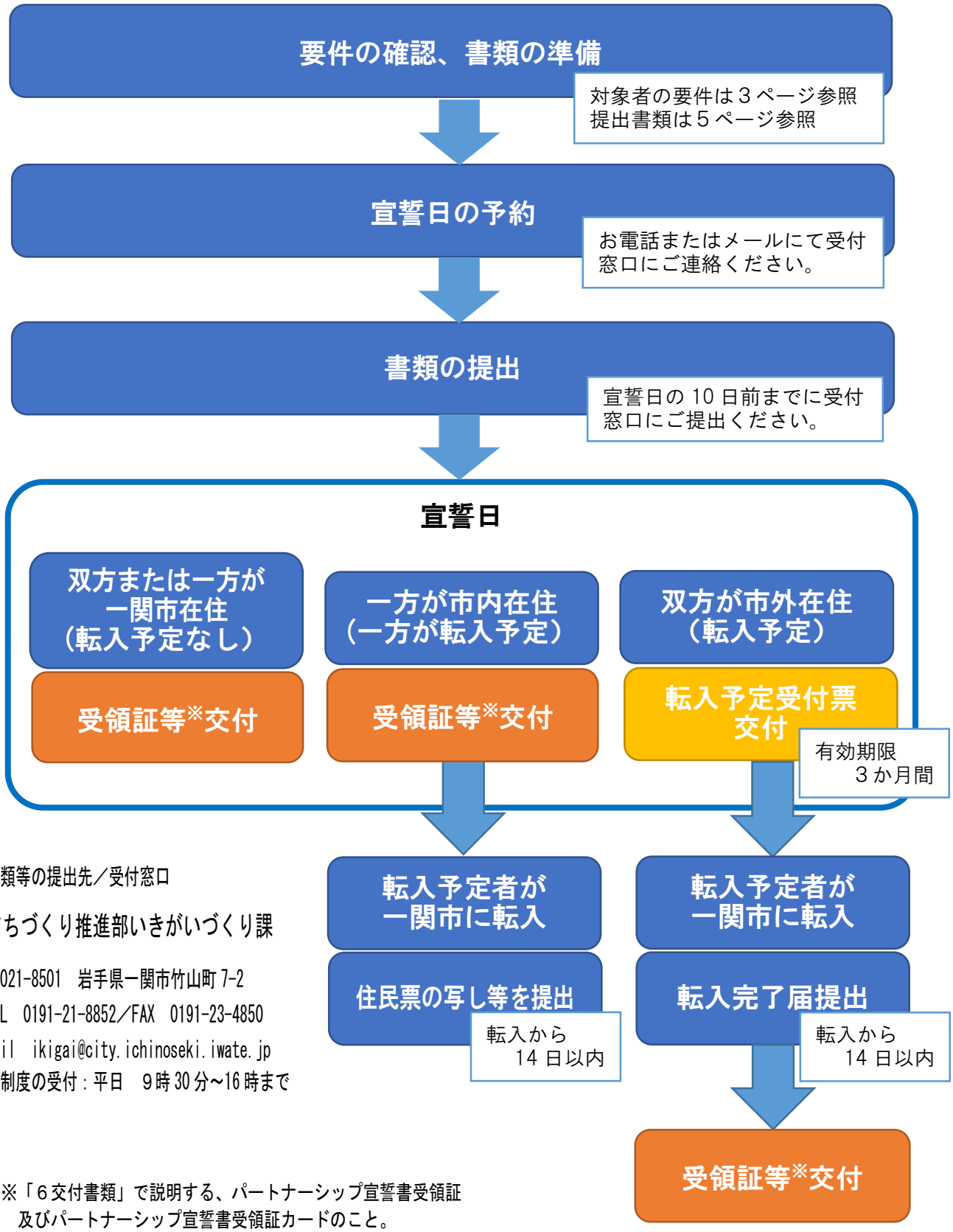
- ○内の数字は親等数を表します。
- 二重枠は、パートナーシップ宣誓に含めることができる続柄です。

◇　それぞれの子及び親を含めて宣誓を行う場合は、その子または親が次の要件を満たしていることが必要です。

①　宣誓する人の双方または一方と生計が同一であること。

②　宣誓日当日において満 15 歳以上の子または親については、本人の同意があること。

4　手続きの流れ



書類等の提出先／受付窓口

まちづくり推進部いきがいづくり課

〒021-8501　岩手県一関市竹山町 7-2

TEL　0191-21-8852／FAX　0191-23-4850

Mail　ikigai@city.ichinoseki.iwate.jp

当制度の受付：平日　９時 30 分～16 時まで

※「６交付書類」で説明する、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードのこと。

5　手続きに必要な書類

◇　パートナーシップ宣誓届提出時及び宣誓日当日に、提出または提示が必要な書類は以下のとおりです。

	必要な書類等	備考
宣誓届提出時	○　パートナーシップ宣誓届（様式第１号） 添付する書類 ①　個人番号カード、運転免許証、旅券、その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの、いずれか１点の写しなど（詳細は 10 ページ参照） ②　宣誓を希望される方それぞれの「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」 ③　宣誓を希望される方それぞれの戸籍の「個人事項証明書」（戸籍抄本）など現に婚姻していないことを証明する書類 ④（通称名を使用する場合）その通称名を使用していることが確認できる書類 ⑤（子及び親を含んで宣誓する場合）子または親と親子関係であることを確認できる書類及び生計が同一であることが確認できる書類 ⑥（満 15 歳以上の子または親を含んで宣誓する場合）その子または親が署名した同意書（様式第１号別紙）	→有効期限のあるものは有効期限内であるものに限ります。 →個人番号の記載のない、発行から３か月以内のもの。 →発行から３か月以内のもの。
宣誓日	○　パートナーシップ宣誓書（様式第２号） ○　個人番号カード、運転免許証、旅券、その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの、いずれか１点の原本（詳細は 10 ページ参照）	→市が準備します。 →有効期限のあるものは有効期限内であるものに限ります。

◇　宣誓後に転入する予定の方がいる場合、転入後に提出が必要な書類は以下のとおりです。

	必要な書類等	備考
転入後	《双方とも市外居住の場合》 ○　パートナーシップ宣誓者転入完了申出書（様式第６号） 添付する書類 ・　転入後の「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」 《一方が市内居住かつ一方が転入予定の場合》 ○　転入後の「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」	・転入から 14 日以内 ・転入から 14 日以内

6　交付書類

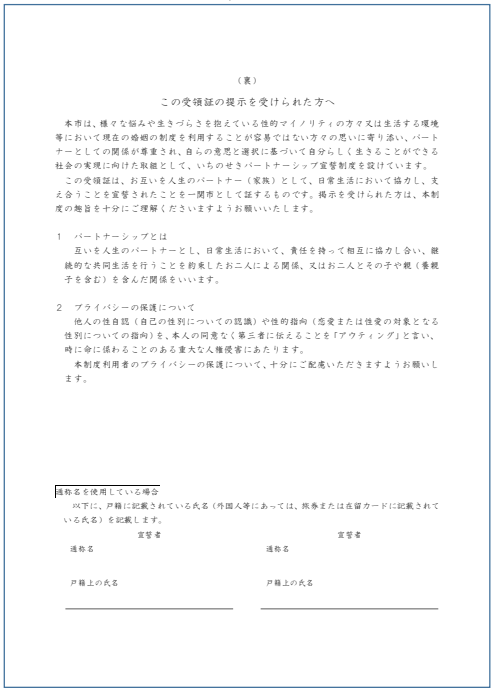
◇　宣誓書に署名頂いたあと、以下の書類を交付します。

⑴　パートナーシップ宣誓書受領証（様式第３号）
　　市が、パートナーシップ宣誓書を受理したことを証するものです。
　　二人に１枚交付します。

（表）

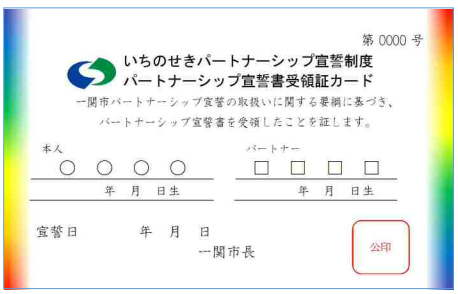


（裏）

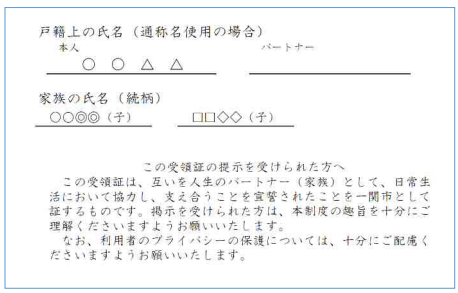


⑵　パートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第４号）
　　市が、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証するクレジットカードサイズの携帯用カードです。二人それぞれに１枚ずつ交付します。

（表）



（裏）



※　以下、これらの交付書類を「受領証等」といいます。

7　通称名の使用について

◇　性別違和等で市長が認める場合は、受領証等に通称名を記載することができます。
　　通称名を記載した場合は、受領証等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

通称名の確認方法

　学生証や法人が発行した身分証明証など、社会生活において通称名を日常的に使用していることが客観的に判断できるものであれば１点、郵便物や公共料金の領収書などの場合は２点をパートナーシップ宣誓届提出の際に、併せて提出してください。

8　受領証等の再交付

◇　受領証等を紛失、毀損または汚損した場合は、再交付を申請できます。
　　郵便、持参等の方法により、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第７号）を提出※してください。
　　※　再交付事由が毀損または汚損の場合は、毀損または汚損した受領証等を添付してください。

◇　受領証等の再交付は窓口での交付となります。その際、本人確認を行いますので、本人確認書類を持参してください。

9　届出事項に変更があった場合

◇　転居など理由により、パートナーシップ宣誓届の記載事項に変更があった場合は、パートナーシップ宣誓届届出事項変更届（様式第８号）に、変更内容が確認できる書類を添えて、郵送、持参等の方法により届け出てください。

変更する事項と添付書類の例

変更する事項	添付する書類	受領証等の添付
戸籍上の氏名	・戸籍個人事項証明書または戸籍全部事項証明書	必要
現住所	・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書	
通称名	・通称名が確認できる書類	必要
連絡先	・連絡先が確認できる書類	
子または親の加入	・子または親と親子関係であることを確認できる書類 ・生計が同一であることが確認できる書類 《当該子が 15 歳以上及び親の場合》 ・子または親が署名した同意書（様式第１号別紙）	必要

◇　宣誓に含めた満 15 歳以上の子または親がパートナーシップの関係から離脱したいときは、離脱したい本人がパートナーシップ宣誓書受領証に関する申出書（様式第９号）を提出することにより、離脱を申し出ることが出来ます。

◇　受領証等の更新が必要な場合、受領証の交付は窓口での交付となります。その際、本人確認を行いますので、本人確認書類を持参してください。

10　宣誓書に記載した子が満 15 歳になったとき

◇　宣誓書に記載のある子で、宣誓時に満 15 歳未満だった子が満 15 歳に到達した場合は、パートナーシップの関係を継続するかどうか、本人の意思を確認し、以下の書類を提出してください。

	提　出　書　類
継続を希望するとき	○　同意書（様式第１号別紙）※当該子の署名のあるもの
継続を希望しないとき	○　パートナーシップ宣誓届届出事項変更届（様式第８号） 添付する資料 ・　パートナーシップ宣誓書受領証、パートナーシップ宣誓書受領証カード

11　受領証等の返還

◇　次のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第 10 号）に受領証等を添えて、受付窓口に持参※してください。

- 宣誓者の意思により、パートナーシップ関係が解消されたとき
- 宣誓者の一方が死亡したとき
- 宣誓者の双方が市外に転出したとき
- 宣誓が無効とされたとき
- その他、市が規定する宣誓の要件に該当しなくなったとき

※　返還届の届出は、宣誓者本人であればお一人でも可能ですが、一人で届出した場合は、一方が死亡している場合を除いて、もう一人の方にパートナーシップ宣誓書受領証等返還届を受理した旨を通知しますので、現住所を確認しておいてください。

◇　届出の際、本人確認を行いますので、本人確認書類を持参してください。

12　自治体間連携について

連携自治体から、パートナーシップ宣誓制度利用者が一関市に転入したとき、一関市の宣誓要件等を満たす場合に限り、パートナーシップ関係を継続する旨を申告することで、転出元自治体への受領証等の返還や再度のパートナーシップ宣誓、戸籍の個人事項証明書の提出を不要とするなど、手続きを簡略化することができます。

事前に日程を予約のうえ、以下の書類を添えて届け出てください。

必要な書類等	備考
○　パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第 11 号） 添付する書類 ①連携自治体受領証等 ・パートナーシップ宣誓書受領証又は、パートナーシップ宣誓書受領証カードなど ②住所地の変更を証する書類 ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 ③本人確認書類の写し ・個人番号カード、運転免許証等 ④（子及び親を含む場合） ・生計が同一であることを証明する書類	→個人番号の記載のない、発行から３か月以内のもの。 →有効期限のあるものは有効期限内であるものに限ります。

13　無効となる宣誓について

◇　次のいずれかに該当する場合、宣誓が無効となります。

- 宣誓届の内容に虚偽があったとき
- 宣誓日以後に、市が規定する宣誓の要件を満たしていないことが判明したとき※１
- 受領証等の不正使用※２や濫用、もしくは公序良俗に反する使用が発覚したとき※１

※１　当該事実が発生した日以降の宣誓を無効とします。

※２　不正使用には、受領証等の複製、改ざん等を含みます。

◇　宣誓者が転居や記載事項の変更など必要な手続きを怠り、長期に渡って連絡が不能である場合も宣誓を無効とすることがあります。

また、無効とした宣誓の受領証等の交付番号を公表することがあります。

参考資料

本人確認の具体的な証明の例

「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

	１枚の提示で足りるもの（例）	２枚以上の提示が必要なもの（例）
証明書の種類	・運転免許証 ・個人番号カード（マイナンバーカード）（写真付き住民基本台帳カード） ・旅券（パスポート） ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ・海技免状、小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状、宅地建物取引士証 ・教習資格認定証、船員手帳 ・戦傷病者手帳、身体障害者手帳、療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書　など	・写真の貼付のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証、共済組合員証 ・国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険又は船員保険の年金証書、共済年金又は恩給の証書 ・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 ※　学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの ※　国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの（左記に掲げる書類を除く。）　など

「※」の書類のみが２枚以上あっても確認できませんので、ご注意ください。

出典：法務省ウェブサイト「戸籍の窓口での「本人確認」が法律上のルールになりました」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html)

Q&A

【制度の考え方、宣誓の要件のこと】

Ｑ１　パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

　結婚は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法的な権利義務が発生します。

　一方、いちのせきパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて二人の関係性を市が尊重する制度であり、法的効力を有しません。よって、宣誓をすることで戸籍の記載が変わるものではありません。

Ｑ２　宣誓できるのは同性パートナーだけですか？

　同性パートナーに限らず、宣誓できる人の要件（３ページ参照）を満たしていれば、宣誓することができます。

Ｑ３　同居していないと宣誓できませんか？

　同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、責任を持って相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることが必要です。

Ｑ４　一関市民でなければ宣誓できませんか？

　一方が、市内に住所を有していれば、パートナーが市外在住であっても宣誓できます。

　また、双方が市外在住であっても、双方または一方が一関市に転入予定であれば宣誓できます。（３ページ及び４ページ参照）

　ただし、お互いを人生のパートナーとして、責任を持って相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることが必要です。

Ｑ５　宣誓する２人が養子縁組関係ですが、宣誓できますか？

　宣誓者同士が養子縁組している場合、近親者扱いとなり、宣誓することができません。

Ｑ６ 外国籍でも宣誓できますか？

外国籍の方でも宣誓することができます。

宣誓する際は、本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書などで、翻訳者の住所・氏名が記入された日本語訳を添付）が必要です。

なお、宣誓をしても在留資格や在留期間には影響がありません。

Ｑ７ 通称名は使用できますか？

性別違和等で理由があると認められる場合は、通称名を使用することができます。通称名を使用する際は、受領証等の表面に通称名、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

【手続きのこと】

Ｑ８ 土・日・祝日でも宣誓できますか？

宣誓は、原則として平日(年末年始を除く)の午前９時30分から午後４時までとさせていただいています。

Ｑ９ 宣誓はどこで行うのですか？

一関市役所本庁舎内の個室で行います。支所や市民センターでは手続きできません。

Q10 プライバシーは守られますか？

宣誓はプライバシーに配慮し、原則個室で行います。また、提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q11 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や宣誓書受領証等の交付は無料です。

ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類(住民票の写し等)の交付手数料等は自己負担となります。

Q12 郵便やＥメールでも宣誓書を受け付けていますか？

パートナーシップ宣誓届の提出の際は、郵便やＥメールでもお受けできますが、宣誓時は二人でお越しいただき、職員の面前で宣誓書に署名していただく必要があります。

Q13 代理人による宣誓はできますか？

代理人による宣誓はできません。宣誓時は二人でお越しいただく必要があります。ただし、病気等の事情によりお二人で窓口に来ることができない場合はご相談ください。

Q14 事前に予約や書類提出が必要なのはなぜですか？

宣誓日にスムーズに受領証をお渡しするため、宣誓日の事前予約と宣誓日10日前までの書類届出をお願いしています。

【宣誓後のこと】

Q15 宣誓すると戸籍の記載が変わりますか？

宣誓後に戸籍の記載が変わることはありません。

Q16 成りすましなどの悪用をされませんか？

宣誓をするときをはじめ、その他の手続きを行うときに、本人確認を実施することで、成りすまし等を防止します。

なお、宣誓が無効のものであると判明した場合は、無効となった宣誓の交付番号を一関市ホームページに掲載することがあります。

Q17 氏名や住所が変更したときはどうしたらいいですか？

届出書に記入した氏名や住所等に変更があった場合は、速やかに「パートナーシップ宣誓届出事項変更届」（様式第８号）に、住民票の写しなどの変更した事項の内容が確認できる書類を添えて提出してください。

また、受領証等に記載された内容に変更がある場合は、受領証等の添付が必要です。

Q18 パートナーシップの関係を解消した場合はどうしたらよいですか？

パートナーシップの関係を解消した場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」（様式第10号）を提出し、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「宣誓書受領証カード」を返還してください。

Q19 二人とも一関市外に転出するときはどうしたらいいですか？

二人とも一関市外に転出する場合は、宣誓の要件を満たさなくなりますので、「パートナーシップ宣誓受領証等返還届」（様式第10号）を提出し、受領証等を返還してください。

【受領証等の利用】

Q20 宣誓することで、受けられるサービスはどのようなものがありますか？

「市営住宅の入居要件への適用」と「税務証明書の申請手続きの簡略化（同居していることが必要）」など、様々な市のサービスが受けられます。詳しくは市のホームページをご覧ください。

また、パートナーの関係であっても、同一世帯の構成員として適用を受けられるものもあります。（生活保護制度や要介護認定制度の申請、身体障がい者等に対する軽自動車税の減免制度など。ただし、同居等の要件があります。）

民間事業者の一部では、携帯電話の家族割引、生命保険の受取人の適用、住宅ローンの手続きの簡素化など、すでにサービスを提供している事業者もありますが、適用の条件など詳細は直接事業者へおたずねください。

いちのせきパートナーシップ宣誓制度
利用の手引き

作成　一関市まちづくり推進部いきがいづくり課

令和８年 11 月１日　改正